

記載要領等	贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)
-------	--

《使用目的》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(同条第 2 項第 3 号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者^(注 3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から 5 月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る同法第 70 条の 7 第 2 項第 5 号の 5 年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には 3 月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書にこの報告書を添付する必要があります。

(注 1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に定める日をいいます。

(注 2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 5 号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限り、以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記入し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前 3 期分の各総収入金額を記入してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の同法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記入を要しません。

(注 3) 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項に規定する贈与者に対する同項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同法 70 条の 7 第 15 項第 3 号(同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。